

經濟論叢

第七十五卷 第六號

- 流民續考……………穗積文雄…(1)
- 新中國における工商業の調整について……………三木毅…(16)
- フランスにおける初期マルクス研究の動向……………吉田静一…(34)
- エム・ラヴェリチエンコ
「資本主義諸國における農民の貧困な状態」
- オーグレスメット
「植民地、從屬諸國における農業の衰退」……………富岡裕…(44)
- 資本蓄積……………モーリス・ドップ…(50)
-

〔昭和三十年六月〕

京都大學經濟學會

新中國における工商業の調整について

三 木 毅

一 開 題

今日漸く新中國における過渡の問題がとりあげられているが、この問題は、少しく強張的にいえば、公私經濟の問題に置換しうるであらう。

表題の工商業の調査は、過渡としての新民主主義的社會における公私經濟問題である。

工商業の調整問題は、一九五〇年三月以來三ヶ月にわたつて開催された中央人民政府勞働部召集の各省市勞働局長會議、政務院財經委員會召集の各大城市工商局長會議、財政部召集の各大城市稅務局長會議における共同意見として出され、又四月十四日人民政府委員會第七次會議において、毛澤東及び陳雲によつて今後數ヶ月財經の重點工作として實施される旨主張されていたのである。

調整の大綱は、一九五〇年六月六日中國共產黨第七回第三次中央全體會議における毛澤東の報告によつて示され、ついで六月十五日中國人民協商會議第一回全國委員會第二次會議における陳雲及び薄一波の報告によつて、施行の細部にわたる具體方法が明かにされた。

毛澤東は前掲會議において「われわれが現在すでに財政收支が平衡に近づき、通貨が膨脹を停止し、物價が安定にむかつた等々、經濟戰線において一大勝利を得たことは、財政經濟情況が好轉しはじめたことを示している、しかしこれは根本的好轉を示すものではない。もしも財政經濟の根本的好轉を獲得しようとするならば、(一)土地改革の完成 (二)現存工商業の合理調整 (三)國家機構所要經費の大節減の三ヶ條件を必要とする。この三ヶ條件をたかいたるため、大約三年、或はそれより多少長い時間を必要としよう」とし、工商業の調整に關して「財政經濟工作の統一管理と統一指導を鞏固にし、財政收支の平衡と物價の安定を鞏固にする。この方針の下に、稅收を調整し、人民の負擔を軽減するよう酌量する。統轄的計劃と公私兼顧(きんこ)の方針の下に、經濟の盲目性と無政府狀態を遂次消滅させ、現存工商業を合理調整し、公私關係と勞資關係を適切にして妥當な改善をし、各種社會成因をして、社會主義的性質をもつ國營經濟の指導の下で、分工合作(きぎょうたさく)、各々その所をえて、以て全社會經濟の恢復と發展を促進する」と述べている。

毛澤東の報告は、工商業の調整が財政收支の平衡化と物價安定化の趨勢を中國經濟の根本的好轉に發展させるため、各社會成員をして國營經濟の指導の下に分工合作せしめることを目的とし、調整の重點を稅收と公私關係、勞資關係におき、更に調整が財經工作の統一管理と統一指導を鞏固による方針の下に實施されることを明かにしている。

この財經工作の統一管理と統一指導を鞏固にする方針は、所謂「統一國家財政經濟工作」であつて、新中國發足當初における最も重要な意義をもつ財政經濟政策であつた。

統一財經工作は、一九五〇年三月三日「國家財政經濟工作の統一に關する決定」によつて本格的な實施をみたが、

その試行的實施は、一九五〇年度全國財政收支概算によつて開始されていたものである。統一財經工作の基本的内容は、(一)全國財政收支の統一、(二)全國物資調達處理の統一、(三)全國現金管理の統一（これを財政收支の平衡、物資調達處理の平衡及び現金收支の平衡として三原則ともいう）とするものであり、その實踐的課題は、財政收支を平衡し物價を安定させ、經濟を重點的に恢復させることにある。然し統一財經工作は、財經工作の原則からすれば、從來の統一指導、完全分割管理方式を、統一指導に統一管理方式に改め、財經上の所謂中央集權を確立し、邊區經濟から國民經濟への發展に對處するものであつた。更に革命の過程からすれば、新民主主義的社會建設の勝利を保證し、中國革命の第二步たる社會主義革命の進展を培うものであつた。

周知の如く、一九四九年十月一日中華人民共和國の成立は、五四運動（一九一九年）以來の中國革命の第一歩たる新民主主義革命を終了させ、そこに所謂新民主主義的社會を建設した。即ち新民主主義革命は、中國における帝國主義、封建主義及び官僚主義的統治を打倒し、工人階級、農民階級、小資產家階級及び民族資產家階級連合の人民協商的統治とし、半殖民地半封建的經濟秩序を改變し、公私分工合作の新民主主義的經濟秩序を建設した。新經濟秩序の建設的勝利をうるための前提條件は、先づ第一に國民經濟を恢復させることであるが、統一財經工作は、この歴史的轉換期における國民經濟恢復の前進的の道路を敷設する關鍵であつた。

新民主主義的社會の成立は、既に革命の第二步たる社會主義革命が開始されたことを意味するものであり、そこに國民經濟社會主義化の綜合的長期的計劃が要請される。統一財經工作は、その性格上、明かに社會主義革命の指向する國民經濟社會主義化の原則を財經工作に轉形する體系的計劃と考へられるものである。

工商業の調整が統一財經工作の方針の下に實施されるといふことは、それが統一財經工作によつて遂行されつ

ある經濟的、又革命的成果を補完し、更に發展させる性格をもつことを意味している。随つて工商業の調整は、統一財經工作と共に論じて十分説明し盡されるものと見なければならぬが、統一財經工作については、先に發表する機會があつたのでこれ以上比處てふれない。⁸⁾

小論は、工商業調整の内容を出来るだけ詳細に紹介し、更にこれによつて遂行される中國經濟の社會主義化の實相を明かにしたい。

(1) 陳雲(中央人民政府政務院副總理兼財政經濟委員會主任)、關於經濟形勢、調整工商業和調整稅收諸問題、一九五〇年六月十五日、中國國際貿易促進委員會編、三年來新中國經濟的成就、五一頁。

章乃器、幣制穩定後私營工商業怎麼辦、一九五〇年、四月二十八日、論中國經濟的改造、一三一頁。

(2) 毛澤東、爲爭取國家財政經濟狀況的基本好轉而鬥爭、一九五〇年六月六日、前掲書、一一六頁。

陳雲、前掲論文、前掲書、四〇—四五二頁。

薄一波(中央人民政府政務院財政經濟委員會副主任兼財政部部長)、關於調整稅收問題、一九五〇年六月十五日、前掲書、五三一—六二頁。

(3) 昭和二十八年十一月京都大學經濟學會において研究發表。

なお三木毅、新中國における統一國家財政經濟工作について、室蘭工業大學研究報告、第三號。

二 調整の要因

工商業の調整が、具體的に政策、方法として表現される場合、どのような問題に集約されるかについては、先に毛澤東によつて稅收の調整及び公私關係と勞資關係の調整問題として示されているが、實際工作の重點は、公私關係の調整と稅收の調整の二問題におかれてゐる。

工商業の調整に包括される問題は、陣雲のあがるところによれば、公私商業關係、公營相互關係、私營相互關係、工商業關係、金融業と工商業關係、城鄉關係、國內各地域相互關係、各企業内部關係、輸出入關係の諸問題であるとされている。かうように調整さるべき多くの問題の中で、特に調整の重點を公私關係と稅收の問題に集中せざるをえなかつた中國經濟の一般的情勢は次の如きものであつた。

章乃器は中國經濟積年の病症を囤積と投機に象徴される「國民皆商の怪現象」としている、がこの病症は通貨膨脹とその結果である物價騰貴に隨伴されるものであつた。新中國においても、革命戰爭の未完了と財經工作の分散管理によつて財政收支を平衡し、通貨膨脹の禍根を拂拭し、金融物價の大變動を防止して、工業生産を著しく制約する國民皆商的怪現象を消滅させることができなかつた。

然し、一九四九年末には大陸における解放戰爭が基本的に終結し、邊區制から大行政區制への行政的改行が行われ、統一のための軍事的、政治的條件が具備されるにいたつて、一九五〇年度全國財政收支概算の施行をみ、ついで統一財經工作の實施によつて金融物價の統制、現金管理と資金の國家機關への集中使用が徹底し、他面通貨統一に基く兩替業務の廢絶、金銀の流通禁止、銀行本票、錢莊莊票及び支票の發行禁止、金利引下げ等の諸措置がとられ、私營銀錢業の非合法治動と工商業の囤積奇居は不可能となつた。一九五〇年度人民勝利折實公債二億分は主として私營工商業者に割當てられ、游資を吸収し、事實上投機資金を枯渴せしめたものであつた。

統一財經工作による金融物價の嚴格な規制によつて、人民の虚構購買力が停止し、私企業の投機が逼塞して國民皆商の怪現象は消滅したのであるが、私企業における不合理な經營、過渡の機構膨脹と盲目的競争等の腐蝕は、上海私營銀錢業の休業一二三家、開業七三家、上海、天津、北京、武漢、廣州、重慶西安、の七大都市私營工商業の休

業一八、八四三家、開業一二、七五二家、二九都市の失業一六六萬と傳えられる如き深刻な恐慌現象となつて現れたのである⁴⁾。

當時の中國經濟は、陳雲の形容をかりれば、「散漫小生産佔優勢の大國」であつた⁵⁾。この小生産にしめる私營企業の比重は工業において五六・二%、商業において五五・六%、基本上公營企業が指導權をもつとはいへ、事實上私營企業の活動は支配的であつて、城郷交流を暢通し、需給關係を正常化し、廣大な人民の需要に應えるためには、私企業を無視して財經工作を計劃實施しえない情況にあり、工商業調整の實踐目標を私企業の新しい繁榮におく所以であつた。

然し、期待される私企業の發展は、産業活動において私企業を無視しえない現状からくる單なる繁榮を意味するものではない。

元來新民主主義的社會は、社會主義的要因たる私經濟と資本主義的要因たる公經濟との、二律相反的・二重體制の社會である。随つてこの社會の財經政策の基本的原則は、いかにしてこれら二要因を結合し、所謂分工合作せしめ、この社會において遂行される工業化に参加させるかにある。國民經濟の工業化は、いうまでもなく社會主義的社會建設の物的條件として措定されるものであるから、公私の分工合作は尋常一様の分工合作ではなく、公營企業の指導權を確立し、私營企業の國家資本主義化を進める革命的活動である。統一財經工作は、その綜合的計劃としての性格から、分工合作の具體的方法を示すものではなく、そのため企業公營化にサンジカリスト的傾向を引起し、又上掲の如き工商業の諸困難を招來したといふが、この私企業に表れた諸困難は、本質において、私營企業の資本主義的前時代性からくる矛盾の顯現型態であり、私營企業が從來の利用、制限の限界をこえて、その前時代性を

肅清することなくして、即ち半封建半殖民地的社會から新民主主義社會への變化に則應する改造なくして生産性を向上し、存続發展しえないことを表現するものであつて、統一財經工作は、かかる私營企業の矛盾を徹底的に摘抉する役割をもつ社會主義革命の一部段階であつた。私營企業の困難に歸納される一般的經濟情況は、要するに、分工合作の具體方法を指示し、私營企業の國家資本主義的改造を必要とする、既に革命が新しい一部段階に踏入つたことを表示するものであつて、工商業の調整は、只單に私營企業の繁榮を企圖するものではなく、私營企業の改造を通じて、積極的に國民經濟を恢復させ、同時に社會主義的社會建設の方途を開くものである。

處で、國民經濟工業化の速度は、國家財政によつて國家資金を集中し、國家銀行によつて人民游資を吸収して、いかに重點的にこれを投資するかに依存する。財政資金の圓滑急速な積蓄は、一に適正な税制による合理公平負擔の實行によつて保證されるものである。一九五〇年度全國財政收支概算の實施と共に國稅（農業稅、關稅、貨物稅、工商業稅）及び地方稅（薪給報酬所得稅、存款利子所得稅、印花稅、遺產稅、交易稅、屠宰稅、特殊消費行爲稅、房產稅、地產稅、使用牌照稅、牧稅）の稅體系が確立され、統一財經工作による稅收機關の整合と現金管理が進み、財政資金の集中使用が實現したが、工商業稅の施行細則の缺如とその結果引起された條文解釋の混亂、稅率と實收の矛盾、農業稅（公糧といひ、實物徵收）の稅種、稅目の不統一、管理手續の複雑、徵稅方法の不整備等からくる不公平負擔、老解放區出身幹部の狀況不明と經驗不足からくる工作の生硬、國民黨留用人員の貪汚腐敗等々の偏向と錯誤は、人民の不平を誘發し、稅收工作に著しい支障を來たした。しかも稅制上の本質的問題として、調整の最も重大な契機となつたのは農民と工商業者の不公平負擔であつた。

一九五〇年度全國財政收支概算に現れる農民負擔は「總」收入の約二〇%、工商業者負擔は「純」收入の約二〇

%)であり、更に工商業者負擔の關稅、貨物稅、交易稅、屠宰稅等の間接稅は實質上消費たる農民及び市民の負擔であつて、華北の經驗によれば工商業者負擔の六五%は間接稅、間接稅の農民及び市民への轉嫁は九〇%であるとされている。人民勝利折實公債による調整分を考慮に入れても、工商業者負擔に比べて農民負擔は可成り沉重であることが明かにされていたのである。¹⁰⁾當時既に農業生産が向上したにも拘らず、農民の自家消費が増長し、農産物商品化率の低下が問題とされているが、これは農業稅が農民負擔力の限界に達しつつあることを推測させるものであつた。

農産物商品化率の停滞現象は、物價の大波動に代つて、工業原料の供給量を減少させ、又現金收入の減少からくる農村購買力の減退は工業物消費市場を狭隘化し、物資交流の暢通を阻碍して、經濟工業化に重大な制約を與えるものとなるはずであつた。農産物商品化率の向上は、現行稅率を維持する限り、農民生活水準の引下げによる外はない。然しそれは當然許容されえないものであり、又農民の生産意欲を昂揚するためには、農業稅の輕減にしくはない。農業稅の輕減分は、城郷物資交流の暢通と工商業者の恢復發展による増稅分によつて十分償われるであらう。一九五〇年度全國財政收支概算にしめる農民負擔と工商業者負擔の當初比重四一、四%と三八、七%は、調整が確定された五月、三七、二%と四〇、一%に改變されてをり、稅收の調整が、特に農業稅と工商稅の合理公平負擔を重視する所以が理解される。

然し、稅收の調整は、公私關係の調整が單に私營企業の繁榮を企圖するものでないのと同様、只單に合理公平負擔を實行するものではない。徵稅工作の偏向錯誤は、本質上徵收工作人員と負擔者たる農民及び工商業者の前時代性に胚胎するものであつて、ひとり徵稅工作人員の責に歸せられるものではない。徵稅工作における偏向錯誤は、

統一財經工作によつて暴露された徵稅工作人員及び擔稅者の前時代性による矛盾の顯現化に外ならない。稅收の調整は、富の再分配を強化し、そこに要求される階級鬭争を本格的に展開する革命的活動である。

工商業の調整は、以上觀察する如く、新民主主義的社會建設の勝利發展を保證するものであると同時に、社會主義革命の初期小段階の一部をなすものである。

- (1) 章乃器、經濟的改造——消腫、去腐、生新、一九五〇年五月二十九日、論中國經濟的改造、一一八頁。
- (2) 王達夫、一年來的利子、經濟導報、二〇二號。
- (3) 中央人民政府政務院、關於發行一九五〇年第一期人民勝利折實公債的指示、一九四九年十二月三十日、新華時事叢刊社編、統一國家財政經濟工作、七七頁。
- (4) 王達夫、私營金融業的新生、經濟導報、一八三號。
姚依林（中央人民政府商業部副部長）、三年來全國商業的調整與發展、一九五一年九月五日、中國國際貿易促進委員會編、三年來新中國經濟的成就、一五五頁。
- 陳雲、關於經濟工作和財政工作的報告、一九五一年十月二十五日、前掲書、七八頁。
- (5) 陳雲、關於經濟形勢、調整工商業和調整稅收權問題、前掲書、四四頁。
- (6) 薄一波（中國共產黨中央委員）、中華人民共和國三年來的成就、一九五二年九月二十六日、前掲書、一〇六頁。
- (7) 全國稅政實施要則。工商業稅暫行條例。公營企業繳納工商業稅暫行辦法。貨物稅暫行條例。
陳雲、前掲論文、前掲書、四八—四九頁。
- (8) 薄一波、關於調整稅收問題、前掲書、五三—五四頁。
- (9) 章乃器、推遲執行一九五〇年度全國財政收支概算、一九四九年十二月十七日、論中國經濟的改造、六〇—六一頁。
- (10) 薄一波、關於一九五〇年度財政收支概算草案編成的報告、一九四九年十二月二日、新華時事叢刊社編、統一國家財政經濟工作、八九頁。

三 公私關係の調整

工商業の調整原則は、共同綱領第二十六條「國家は經營範圍、原料供給、販賣市場、勞働條件、技術設備、財政政策、金融政策において、國營經濟、合作社經濟、農民と手工業者の個體經濟、私人資本主義經濟と國家資本主義經濟を調整配合し、各種の社會經濟成因が國家經濟の指濟の下で、分工合作、各々その所をえ、以て社會經濟の發展を促進する」に、又分工合作の原則は同第三十一條「國家資本と私人資本との合作經濟は、國家資本主義的性質の經濟である。必要にして可能な條件において、私人資本が國家資本主義經濟を發展すること、たとえば國家企業の加工或は國家との合營、或は租借形式による國家的企業の經營、國家資源の開發等を獎勵すべきである」に明かである。尤も分工合作において存在しうる私營企業は、國計民生を有利にするが、それを操縦しえない事業に限られ、國家經濟の命脈と關連し、又國計民生を操縦するにたる事業は、過程的改造を俟たず公營化されることはいふまでもなう。

工商業調整の具體方法は、劉少奇の所謂「五一原則」に示されるが、陳雲の報告は、これを敷衍して、次の如く指示している。

(a) 工業について 一、政府と國營企業は、できる限り私營工場を委託し、又は訂貨（製作發注）する。政務院財經委員會は各國營企業と機關部隊所要の加工及び訂貨の注文書を統括し、これを年二回、公私工場に分配し、公私工場の生産を計劃的に組織する 二、政府は一部の農産品を質上げ、目下輸出困難であるが將來可能な工業

品に便利な條件で供給し、以て工業品の國內外市場を擴大する 三、公私の力を連合し、工業資金の回轉を組織する 四、私營企業が經營方法と勞資關係を改善し、共同して企業の困難を克復することを呼びかける 五、公私企業關係を調整するため、政府は國營企業以外の各機關部隊團體における分散經營の生産を順次統一調整する準備をし、私人企業、手工業及び農民副業を協調させる 六、各生産部門の生産過剩、飽和状態を隨時公告し、盲目的作業の弊害を少くする 七、失業救済を重點的に行い、失業者を組織して國家公共の事業に参加させる。

尙私營工場への加工及び訂貨について、一、私營工場への加工委託又は訂貨の加工費或は製作費の原價計算は、各工場の生産技術の高低によらず、同一地區、一般工場の合理經營條件下における中等標準によつて行う。この標準は公私工場に適用する。政府及び國營企業の自己需要ではなく、單に私營工場の生産停止をふせぐための加工及び訂貨は、加工費及び製作費を一般正常のそれより低くする。但し加工及び訂貨の價格と製品の引渡條件は双方の同意を必要とし、貨物の受渡は自己裁量にまかせる 二、加工及び訂貨の契約書は、各公私工場に適正な配分を行い、政府、各國營企業に屬する加工訂貨契約書は當地の人民政府工商局の管理を経て分配され、當地の工商連、總工會、産業公會と協力して契約の履行、支拂物品の完済をはかる 三、二方法が示されている。

(b) 商業について 一、政府は經濟情況に應じて、隨時卸賣價格と小賣價格、地區間の差等價格に適正な幅をもたせる物價政策を定める。この種の價格差は小賣商人と遠地商人に適正な利益をえさせ、商業を活發にし、生産を恢復發展させるものでなければならぬ 二、國營貿易機關所設の小賣店と百貨会社の數は、小賣市場價格を安定し、投機商人の市場擾亂を制止する限度に止める。小賣店は糧食、石炭、紗、布、食油、食鹽、石油の六種に限る 三、農産品の販路の有無、販賣の遲速は民生に關する大事であるから、國營貿易機關の收買範圍は主要農産品、

外國向け物資と主要農業副産品の一部に限り、他は合作社と私商の收買を奨励する。四、農産品の適正價格を維持し、農民の正常生産利益を保護する必要があるが、販路と運送販賣の利潤を顧慮し、農産品の活發な販賣を計る。五、城郷の物資交流を早め、農民と市民がその利益をうけるため、地方人民政府は私商の運送販賣手續・運送條件に十分な便宜と稅收政策と稅收手續に適當な考慮を與える。

(c) 金融業について 國家銀行は私營銀錢業の連合貸付を繼續援助し、現在の基礎でその業務を擴大する。

(d) 工商業の組織について 公私企業關係を調整し、隨時關係ある問題を協議するため公私工商業を同業公會と工商連合會に組織する。

(e) 投資條例或は公司法^{公し法}を制定する。

以上の諸措置にみられる特長の一は、調整の重點が工業におかれていることである。このことは、端的に、工業と商業における國家資本主義化速度の相違となつて表れている。

工商業の國家資本主義化の水準は、一、公私の連系が經常的、全面的であるか否か、二、工商業の經常業務における公私連系の環節の多少、三、指導關係が直接的、内部的であろうか否か、その他一部貸付金であるか否か、國家銀行の貸付であるか否か、によつて判斷されるという。

工業における國家資本主義化は、收購^{かくしゆ}、經銷^{けいせう}、統購^{とうこう}、統包^{とうほう}、加工^{かこう}、訂貨^{ていぎや}等の諸段階があり、これらは收購、加工及び公私合營の三基本形式に歸納される。工業經營の基本業務は、原料購入、生産及び製品販賣の三環節に分れる。收購は製品販賣の一環節のみの公私連系で、この連系が經常化、全面化したものが統購及び包銷であり、加工(委託加工)は原料購入と製品販賣の二環節の公私連系である。これらは商業取引契約であり、外部的

連系であつて國家經濟が流通環節の一端又は兩端を、中間を私人經濟が掌握するものである。公私合營は商業取引、放資の結合であり、企業の内部分作を實現し、公の私に對する指導が内部的に行われ、三基本環節を完全に國家の要求に應じて直接的に規制するものである。

商業の國家資本主義化の段階は、收購、統銷、代購、公私合營であるが、これらは代理購銷と公私合營に歸納しうる。商業は批發、零售、批發商業は採辦と躉售、零售商業は躉購と零銷の基本業務があるが、一般に商業經營は採購、躉批（躉售と躉購）及び零銷の三基本環節に分れる。私營商業が國內外で仕入れた商品を國營經濟（或は合作社）に卸賣りするのが代購（代理國營採辦）、この經常的なものが公經濟の私經濟に對する臨時收購であり、私營小賣商の公經濟に對する卸賣が代銷（代理國營銷售）、この一時的なものが私商の國營商品の經銷、代購、代銷であつて、これらを一括して代理購銷という。國營商業が躉批環節を掌握した以後は、卸賣商と小賣商間に直接連系なく、私營商業は國營商業の助手にすぎない。公私合營は三基本環節の合作であつて、商業取引、内部組織における直接指導による國家資本主義の基本形式である。

工商業の國家資本主義化の段階を以上の水準から考慮すれば、公私合營及び公營化が共に進められているのであるが、工業における加工、訂貨形式と商業における收購は、同じく公私合營の最終段階にあるといえ、前者は後者に比べて相當高度の水準にあることが明かにされよう。國家資本主義化の速度にこのような遲速のあるのは、單に統制の難易とか、産業的性格の相違によるものではなく、革命の本質からくる工重商輕原則の表れてあるとみなければならぬ。

特長の二は、私營企業の利潤率について明確な規定のないことである。私營企業の存在が許容される限り、その

利潤獲得が承認されることはいうまでもなく、私營企業の發展が擁護されているのであるから、私企業の利潤が擴大再生産に充當されうる量でなければならぬ。然し、そうかといつて國營企業と強力に競合しうる程に資本蓄積が許されるものとは見難いのであるから、隨つて當然所謂合理利潤率が問題にされなければならない。

この年十二月「私營企業暫行條例」によつて企業利潤配分率が、定率の所得税、一〇%以上の積立金、年利八%以下の定額株主配當及び以上を除く殘類について不定額株主配當と重役報酬六〇%、従業員福利基金と獎勵金一五%、安全衛生設備基金一五%、その他項目の處分金一〇%と規定され、利潤中企業の自主的處分に委ねられる部分が極めて小額に止められている。次いで一九五二年六月、三反五反運動の過程に、漸く國家及び國營企業からの加工、訂貨について、正常合理經營の情況下における合理利潤率を企業資本の約一〇%、二〇%及び三〇%と規定された。この利潤率は當然工業生産一般に適用されるものと考えられる。商業に關しての規定はないが、商業利潤が工業利潤よりも高率であることは、商業資本の工業資本への轉換が獎勵されていることから考えられない。いづれにせよ、利潤配分率及び合理利潤率からして、私營企業の資本蓄積は、擴大再生産にたえるものではない。當時合理利潤の問題が提起されなかつたのは、調整の目的がまず私營企業の恢復におかれていたためと、私營企業の利潤が、實際上、財經工作の障礙となりうる程に高率でなかつた點によるものであらう。

(1) 劉少奇、在北京慶祝五一勞動節幹部大會上的演說、一九五〇年五月一日、中國國際貿易促進委員會編、三年來新中國經濟的成就、一七一—一八頁。

(2) 陳雲、關於經濟形勢、調整工商業和調整稅收諸問題、前掲書、四一—四三頁。

(3) 周有光、從私人資本主義到國家資本主義、經濟週報、四九號。

四 稅收の調整

稅收調整の原則は、共同綱領第四十二條第二項「國家の稅收政策は革命戰爭への供給を保障し、生産を恢復發展せしめ、國家建設の需要を守る原則を以て、稅制を簡易化し、合理負擔を實行する」にある。

稅收調整の具體方法は、陳雲及び薄一波の報告によれば次の如くである。

(a) 農業稅について 一、徵稅は主要農産品に限る 二、稅を軽減するため規定の標準により徵收する。一九五〇年夏徵の公糧について戸を單位とする固定負擔率は、貧農一〇%、中農一五%、富農二五%、地主五〇%及び特殊者八〇%以下となつている 三、徵稅は通年產量を以て定めた標準による。固定標準以上の増産部分は免稅する 四、秋收獲前に產量調査と評產量を行う。土地改革の未行或は未完の地區は、土地を當地人民の習慣に従ひ濕干地、山坡地の數等に、各等を上中下三級に分け、一定比例を抽出し、典型調査を行い各等級田畑の常年產量を求める。土地改革完成の地區は土地證に照合して調査し、產量を確定する 五、農村の交易稅(穀物、棉花、家畜に對する特別稅)は仲買市場をもつ地方に適用し、公營商店、合作社、定設工商業者及び人民の仲介人を経ない直接交易は免稅する。農民の家庭手工業品と農業副産品の販賣を推廣するため行商稅を徵收しない 六、全國統一的な農業稅法を制定し、秋徵前に公布する。

(b) 工商業について 一、工は商より軽く、日用品は奢侈品より軽い徵稅政策を引續き行う 二、徵收は規定稅率を超過しない 三、稅目を簡化する 四、廣大な消費者のため鹽稅を軽減する 五、計稅方法や査定方法を統一し、實情に基き統一の解釋を作る 六、工商稅の徵收方法を確定する 七、各大都市に稅務局、工商局、工商連

合會の代表によつて稅務覆議委員會を組織し、關係の稅額、處罰事項を再審議する。

(c) 稅務工作人員について 稅務員をして必要な政策頭腦、稅收知識と良好な工作態度をそなえもち、全體一致して政策を嚴守し、人民と共同して、しかも人民の不滿を引起さず、官僚主義と命令主義をもたず、同時に脫稅を防ぎ、廉潔奉公せしめるため、稅務員の教育工作を強加し、夏秋冬の三季にその成果を確實に把握する。

(d) 稅種稅目について 一、一九五〇年一月の全國稅政實施要則に定める貨物稅、工商稅、鹽稅、關稅、薪給報酬所得稅、存款利息所得稅、印花稅、遺產稅、交易稅、屠宰稅、房產稅、地產稅、特種消費行爲稅、使用牌照稅の十四種を、薪給報酬所得稅と遺產稅を暫時徵收せず、產產稅と地產稅を合併して十一種に減じ、二、貨物稅一、一三六目は免徵三八七目、合併三九一の七七八目を減じて三五八目とする 三、印花稅は國民黨時代の印花法三六目を踏用するものと、中央人民政府財政部印花稅條例草案二〇目を使用するものがあるが、財政部草案により五目を減じて二五目とする。

(e) 稅率について (割弧内は原稅率、稅率は%) 一、營業稅は總收入額によるもの一—三、營業總收益によるもの一、五—六、營業收益から區分した手數料によるもの一〇—二〇。二、所得稅は五—三〇、但し起徵點三〇萬元(百萬元)を五、最高累進點一億元(三億元)を三〇、累進級數を二〇級(一四級)、三、臨時商業稅は五、比例徵收(四—六、累進徵收) 四、貨物稅中紙煙稅九〇—一二〇、四級區分從價徵收(一二〇、從價徵收)、蒸溜酒稅五〇(一二〇)、變性酒精稅三〇(一二〇)、棉紗、棉織品合併徵稅一五(一六、四)、毛紗、毛織品合併徵收二〇(三〇)、火柴稅一五(二〇) 五、印花稅は金額比例徵收を縮少、件數貼紙を擴大、例えば貨物送付票金額の〇、三を除き、商品賣上金受領證は每件貼紙 六、利息所得稅は公私銀行共に五(私人銀錢業一〇、國家銀行不

徵) 七、交易税は仲介市場を経るもののみ徴收 八、房産税と地産税は合併、但し産産一、地産一、五の比例徴收(房産一——五、地産一、五——四、累進徴收)。國家機關部隊團體使用の公共家屋は概ね不徴 九、特種消費行爲税は起徴點を筵^{シレットラント} 席税五萬元(一萬元)、冷^{セールド} 食^{フィード} 税一萬元(五千元)、旅館業は毎日每部屋三萬元以上徴收 十、屠宰税は廣東の輸出用家畜繼續徴收。人民と政府機關部隊團體の自ら飼育、屠殺、使用の家畜不徴 十一、使用牌照税は(車輛、船舶に對する鑑札税)は低減、例えば非機動車票二〇—四〇〇斤(二四—一〇〇〇斤) 十二、鹽税は半減 十三、城市地方附加税は公用事業と房地產にのみ許可 十四、滯納金は〇、五——一(三)。

(f) 徴收方法について 一、工商業税 (i) 報査帳法(自報實徴法に查帳法を配合)^{申告帳法}。健全な會計制度をもつ企業に對してとられる (ii) 自報公議民主評定法(民主評議法)。健全な會計制度をもたない企業に對してとられ、評議の前經營規模に應じ少くとも大中小の三等、毎等を營業狀況に應じて上中下の三級にわけ、一定比例の典型企業を撰び、典型調査を行い、各企業の中間等級の標準營業額と所得額を求め、各企業或は各區評議委員が評議する。評議工作は稅務機關と工商連合會で共同協議し、共同責任を負う (ii) 自報公議評定による定期定額法(定期定額法)。前二方法の行いがたい小工商業及び小都市において採用するもので、毎年一回民主評議を行い、納稅額を決定し、一ヶ月或は二ヶ月に一回分納し、稅額は年中不變とする 一、所得稅 半年毎徴收。年末調整する 三、營業稅及び所得稅 (i) 本分支店の資本が一本で、單獨で損益を計算しがたいものは、營業稅は各營業行爲地で、所得稅は本店本が分割され、單獨で損益を計算しうるものは、工商業稅を各個で納付。本分支店間の原價による商品業行爲とみず、營業稅を不徴 (ii) 工商業者が單獨或は連合して他都市に設立する仕入所で、仕入だけを納付。賣行の販賣しないものは營業稅を不徴 (ii) 二以上の工場が、許可をえて設立した連合營業所において、連融通は、營合原料仕入、

自家専用のもとと連合製作受注、各工場分配製作のものは工商業税免徴。連合商品販賣で販賣價格から運賃等の費用を引いた額が、製作工場出し原價格より高く販賣するものは、商品販賣金額について販賣業税率で、低いものは製造業税率で徴收。連合營業所で差額収益をうるものは、その差額収益について手数料徴税 (二) 定設工商業の特約代理販賣業務は、その代理販賣手續費について手数料徴税 (兩) 定設工商業の臨時出張員で、他都市に商品を販賣するものは、販賣地の稅務機關に營業税を納付 四、臨時商業稅 事前に徴收せず、商行爲後徴收。

(g) 貨物稅納付證明について 一、水泥、平面玻璃、唱片、鎊、鑽、啤酒、麥粉、棉紗、磁器、鐵頭、飲料は、貨物稅を完納して工場から出荷した後、更に他の地方に販賣するために納稅證明をうけ、販賣手續をとる必要がない 二、農林礦產品は、できる限り地區貨物稅納付證明添附方法を採用し、地區外への輸送について更に輸送證明をうけ、輸送手續をとる必要がない。

(h) 稅額の評價算定について 一、貨物稅は $\frac{\text{輸出貨物價} \times \text{稅率}}{100}$ の公式を維持する 二、輸出貨物は、輸出不利な情況では許可があれば貨物稅を拂戻す 三、稅額調整は、物價變動の幅度が一五%の場合に行う。但し物價安定した現在には調整幅度を一〇%に改める。

(i) 工商業の資産再評價と資本調整を一九五〇年十二月末に開始する。

(1) 陳雲、關於經濟形勢、調整工商業和調整稅收諸問題、中國國際貿易促進委員會編、三年來新中國經濟的成就、四八一—五二頁。
薄一波、關於調整稅收問題、前揚書、五三一—六二頁。

(2) *Po Yi-po, On Question of Tax Readjustment; New China's Economic Achievements 1949-1952, compiled by china Committee for the Promotion of International Trade, p. 93.*

(3) *Po Yi-po, op. cit. p. 85.*